

処分基準

○運転免許付与後の運転免許の条件の付加及び変更(第 91 条)

令和元年 12 月 1 日作成

法令名	道路交通法
根拠条項	第 91 条
処分の概要	運転免許付与後の運転免許の条件の付加及び変更
原権者(委任先)	岡山県公安委員会
法令の定め	道路交通法第 93 条第 2 項(免許証の記載事項) 道路交通法施行規則第 23 条第 1 項(適性試験)、第 24 条第 6 項(技能試験)
処分基準	身体障害者に係る運転免許の条件は、別紙 1 を基準としつつ、その者の運動能力に応じた条件を付し、又は変更をするものとする。 聴覚障害者に係る運転免許の条件は、別紙 2 を基準とする。
問い合わせ先	交通部運転免許課試験第二係
決裁区分等	交通部運転免許課長